

改正

令和2年3月9日規則第10号

令和3年5月27日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊能町子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第26号）第6条の規定に基づき、豊能町子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 医療関係者 1人以内
- (3) 社会福祉関係者 2人以内
- (4) 教育関係者及び保育関係者 2人以内
- (5) 事業者 1人以内
- (6) 子育て支援に関する活動を行う者及び子どもの保護者 3人以内

(庶務)

第3条 審議会の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども育成課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月9日規則第10号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。